速度取締り指針

令和7年7月
岩国警察署

速度取締り重点路線

※　重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道２号	６：００ ～ ２０：００	錦見～立石地区	５０ｋｍ／ｈ
国道１８８号	６：００ ～ ２０：００	全区域	５０・６０ｋｍ／ｈ
岩国・玖珂線	６：００ ～ ２０：００	柱野地区	６０ｋｍ／ｈ
市道	７：００ ～ １８：００	室の木地区 （麻里布小・中学校区）	３０ｋｍ／ｈ

○　市街地を走る国道２号・国道１８８号の全区域、県道岩国玖珂線の柱野地区において交通事故発生時の被害軽減を図るため、実勢速度を抑制する必要があります。

○　児童の登下校時間帯を中心に通学路等の安全を確保するため、速度抑制に配意した速度取締りを推進していく必要があります。

管内における交通事故実態と分析結果

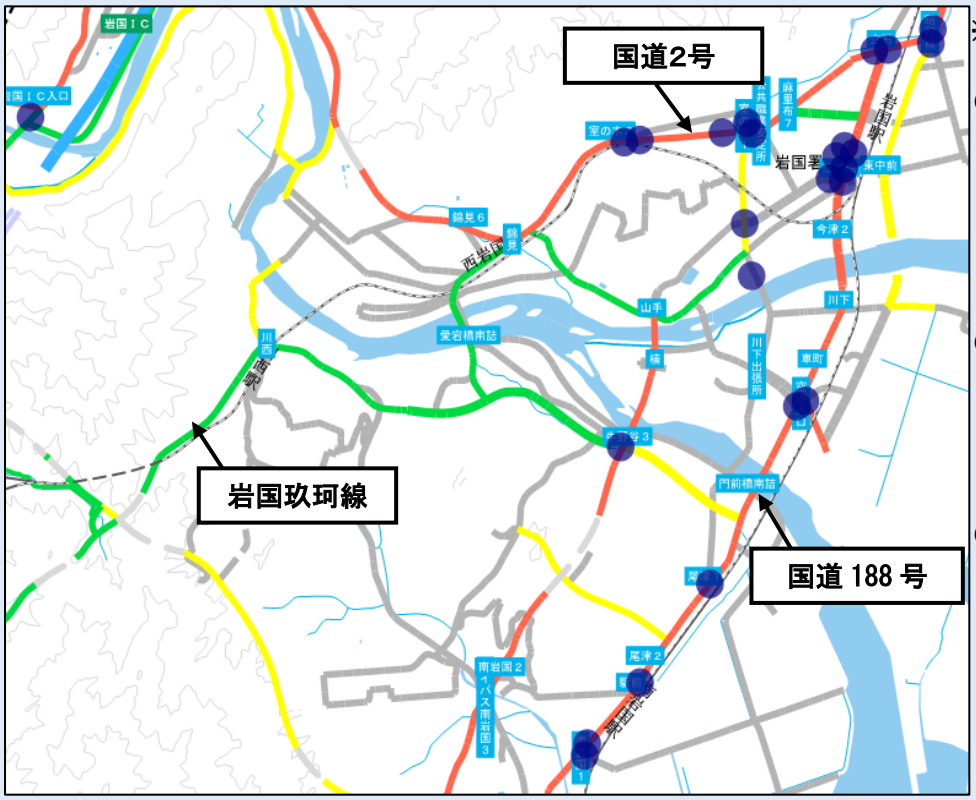

※　●：　交通事故多発エリア

○　令和７年上半期は令和６年下半期と比べ、取締件数が約 19%増加し、交通事故発生件数が約 11%減少しました。

○　人身事故は、国道２号、国道 188 号及び県道岩国玖珂線柱野地区の交差点で多発しています。

○　引き続き、国道 188 号の全区域で取締りを実施するとともに、国道２号の錦見～立石地区、県道岩国玖珂線において取締りを強化する必要が認められます。

【抽出条件】
- 交通事故：令和６年～令和７年上半期（私道と駐車場を除く。物損事故は令和７年を除く。）
- 交通事故多発エリア：半径 100m以内で 13 件以上の事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

○　主に通勤・帰宅時間帯に交通事故が多発していることから、同時間帯の取締りを強化します。

○　児童の登下校時の安全を確保するため、通学路等における取締りを強化します。